

第3回 南丹市権利擁護・成年後見センター
運営委員会
議事録

南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会事務局
(南丹市福祉保健部福祉相談課)

令和 7 年度第 3 回 南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会

議事録

開催年月日 令和 7 年 12 月 9 日（火）午後 2 時 00 分

開催場所 南丹市役所 2 号庁舎 3 階 301 会議室

委員の総数及び出席者数及び出席者数並びにその氏名

(1) 委員の総数 6 名

(2) 出席者数 6 名

(3) 出席委員（敬称略）

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	松田 めぐみ	京都弁護士会	縁法律事務所
副委員長	上田 浩平	成年後見センター・ リーガルサポート 京都支部	上田司法書士事務所
委員	川上 真知子	京都社会福祉士会	社会福祉共同事務所 あおぞら
委員	榎原 克幸	学識経験者	南丹市社会福祉協議会 常務理事（事務局長）
委員	若井 淑子	学識経験者	南丹市社会福祉協議会 生活相談課長
委員	船越 由美	学識経験者	京都中部総合医療センター 地域医療連携室

(4) オブザーバー（敬称略）

氏名	備考
永島 千寛	京都地方・家庭裁判所園部支部 庶務課長兼主任書記官
北尾 尚子	京都府社会福祉協議会 福祉部 地域福祉部 生活支援課長
今井 昭二	京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター 社会福祉士

(5) 事務局

保険福祉部 川勝部長

福祉相談課 岩間課長、柳井係長、大狩主任、林相談支援員

1 開会

【司会】

ただ今から令和7年度第3回南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会を開会させていただきます。

本日はオブザーバーの京都家庭裁判所後見センターの白石様、京都府健康福祉部、障害者支援課の工藤様は欠席とお聞きしております。また、オブザーバーとして、京都府社会福祉協議会からは、生活支援課の北尾課長様に出席いただいていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。本日は、15時より南丹市権利擁護ネットワーク協議会を開催致しますので、運営委員会は約40分程度を予定しています。

本日の運営委員会の開催についてですが、南丹市成年後見制度の利用を促進するための条例第13条第2項の規程によりまして、「委員の半数以上の出席」となっております。本日は、委員6名中、6名の委員にご出席いただいておりますので、本委員会が成立していることを、ご報告いたします。それでは開会にあたりまして委員長よりご挨拶をお願いします。

2 委員長あいさつ

【委員長】

本日は時間も短いということで、挨拶は省略させていただきます。

3 議事

(1) 報告事項

①ケース報告

【委員長】

円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

報告事項の1、ケース報告につきまして事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】

資料1をご覧ください。

前回の報告以降、11月末までの新規相談は3ケースになります。

《個人情報につき議事録非公開》

○新規相談ケースの状況

- | | |
|--------|----|
| ・在宅の者 | 2件 |
| ・入院中の者 | 1件 |

○市長申し立てケースの報告

《個人情報につき議事録非公開》

②市民後見人支援について

【委員長】

市民後見人支援について事務局より報告をお願いします。

【事務局】

市民後見人のケースに関する活動報告を、センターの支援体制も含めて報告させていただきます。資料2をご覧ください。

○市民後見人Aさんのケース報告

《個人情報につき議事録非公開》

○市民後見人Bさん、Cさんのケース報告

《個人情報につき議事録非公開》

③社会福祉協議会法人後見人について

【委員長】

社会福祉協議会の法人後見について社会福祉協議会に報告をお願いします。

【社会福祉協議会】

○法人後見、Dさんのケース報告と相談

《個人情報につき議事録非公開》

福祉サービス利用援助事業の利用者のうち、認知症状のある高齢者の方が以前は多かつたが、今一番利用者が多いのが、障害のある方、精神障害、知的障害が複合されてる方もいてお若い方も多いです。また、福祉サービス利用援助事業から成年後見制度に移行している方もいる状況です。

④令和7年度 支援者向け研修会、後期フォローアップ研修について

【委員長】

令和7年度 支援者向け研修会、後期フォローアップ研修についての報告を事務局よりお願いいたします。

【事務局】

私のほうからは、「令和7年度支援者向け研修会、後期フォローアップ研修について」説明させていただきます。資料3をご覧ください。

令和7年11月12日の午後2時から南丹市国際交流会館地下1階コスモホールにて開催いたしました。成年後見の申立てや後見人と関わっている福祉、医療、行政関係者、地域の支援者、市民後見人候補者名簿登録者に対して成年後見制度の普及、啓発を目的としたもので、後期フォローアップ研修も兼ねたものとしました。研修内容としては3本立てとしました。

最初に「支援者側からの成年後見制度の課題と活用の実際を学ぶ」と題し、経験豊富な支援者4名に一問一答形式で回答いただくという形とし、センター職員が進行しました。次に、これから成年後見制度の見直し、法改正について、弁護士の先生に講演をお世話になりました。

した。最後にパネルディスカッションとして、弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉協議会の皆様にお世話になり、センター職員が進行して成年後見制度や権利擁護についてお伺いしました。

研修会後のアンケート結果は資料3にまとめています。参加者48名に対し、アンケート回収は16枚、回収率33.3%という内容でした。一問一答は「よくわかった」「だいたいわかった」がすべてを占め、わかりやすかった、周りの支援者と協力できる、実例を踏まえた話で理解が深まったとの意見をいただきました。講演は、「よくわかった」「だいたいわかった」が大多数を占め、中間時点での内容を聞けてよかったです。意思決定支援の大切さを改めて考えさせられた、後見制度の現状と課題、今後の展望を学ぶことができたなどの回答がありました。パネルディスカッションについても「よくわかった」「だいたいわかった」がすべてを占め、それぞれのスタンスの違いや共通点を学ぶことができた、実際の活動内容がわかった、少し時間が足りなかった、3士会の違いがもう少し分かればよかったですとの意見をいただきました。全体的な意見としては、パネルディスカッションがよかったです、実務的なもの、専門家の意見、事例があれば聞きたい、本人情報シートを実際に記入してみる研修を受けたい、制度改正後のあの新制度について情報共有したいなどがありました。なお、今回、アンケートをQRコードから読み取って回答するという形にしましたので、回収率が低くなつたという課題もあり、次回に向けた改善が必要だと感じています。

また、事前に施設などの関係機関を回りチラシを配布し広報啓発に取り組んだのですが、医療関係者の参加者が非常に少なくなり、今後の医療機関の参加について周知方法を検討する必要があります。地域の支援者のなかで、成年後見制度が浸透しつつあり、成年後見制度を支援の選択肢に入れる、成年後見制度についてセンターと連携する形が整いつつあるように感じた研修がありました。参加者や講師の方のご意見を踏まえて、来年度以降に繋がるような研修会を今後も実施していきたいと考えています。

（2）協議事項

①市民後見人養成講座（案）について

【委員長】

協議事項について、市民後見人養成講座案について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

協議事項①の「市民後見人養成講座（案）」について説明させていただきます。資料4になります。前回の運営委員会で、初級編、基礎編について協議させていただきました。今回は実践編について報告させていただきます。

開催時期を令和9年2月から8月までの7回に分けて、2年に1回開催する予定といたします。参加条件は基礎編修了者、集合研修が基本ですが、欠席者には期間内でのオンデマ

ンド受講2回までを認めますが、体験実習、課題演習は対面研修のみとします。研修終了後は、「市民後見人名簿登録者」、「法人後見支援員」としての活動が可能となります。講義・演習内容は2ページから4ページにかけてになります。

なお、資料にはありませんが、市民後見人養成講座について、先日にA市と打ち合わせをし、初級編を令和8年5月に南丹市で、6月にA市にて開催することを確認しました。今後も共催に向けてA市と協議を重ねていく予定とし、B町にも声かけをしておりますので、圏域で取り組みができるよう進めていきたいと考えています。次回以降の運営委員会においても、改めて報告・協議させていただきます。市民後見人養成講座（案）については以上でございます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

【A委員】

A市と共同開催ということですけど、A市でも市民後見人を養成するんでしょうか。それともただ単に研修の機会を持つ状況なんでしょうか。

【事務局】

A市の方で市民後見人の要請がもし出来ても、支援体制までは構築できないとの話がありましたので、当面合意をしているのは初級編に関しては毎年共催して、どちらの会場でも受講していただけます。

基礎編に関しても話が進みまして、南丹市では基礎編は市民後見人養成の実践編を見越して企画していまして、A市ではまだそこまでないということで、基礎編をもう少し簡単にして開催したいということでしたので、お互いそれぞれのやり方で開催していくことになりました。ただお互いの基礎編はそれぞれ希望すれば受講することも出来る形にして、その中でもしA市の方が、南丹市の基礎編を受けられ、実践編まで受講して市民後見人として活動したいときにどうするかの協議も今後は進めていくところです。そこには様々な考え方があり、A市が独自で支援体制を整える方法もありますし、名簿登録を南丹市でして南丹市が支援していく方法もあるかと思いますが、そこは市と市の協議が必要になりますので、今回担当者レベルではまだそこまでは話は進んでいませんが、今後も協議を続けて、B町を含めて圏域で市民後見人が養成できたらと思いますが、そこに関しては運営委員会でも逐一報告させていただきます。

【A委員】

B町も一緒に開催することは難しかったんでしょうか。

【事務局】

初級編に関しまして例えばB町で開催ということは、ちょっと難しいかなというところ

でしたので、初級編の受講を希望される方に来ていただたらとと思っています。まだもう少し時間が必要かと思いますのでまずはA市と始めていければと思います。

【B 委員】

実践編の養成スケジュールですが、時期は読み切れませんが、令和8年の後半におそらく大きな法改正があるんじゃないかと思うんですが、そうすると令和9年2月の1日目、成年後見制度概論や各論があるんですが、法改正のスケジュール的に厳しいではと懸念してしまいます。2日目が民法の基礎、家族法、財産法なので、これが最初にきても悪くはないのかなと思ったので、2月に民法の家族法、財産法の基礎、後見概論を3月にして貰えると、法改正の対応も少しやり易いかなと思いました。

【事務局】

ありがとうございます。今日のご意見を参考に考えさせていただきたいと思います。

(3) 情報交換

【委員長】

次に情報交換に移ります。委員、オブザーバーの皆様から連絡事項、報告事項等何かあればお願ひします。

- ・C委員より本人情報シートに関する地域の実情に関する情報提供と今後の提案。

【委員長】

それではこれで本日の協議を終わらせていただきます。ご協力いただきありがとうございました。司会にお返しします。

4 閉会

【司会】

委員長、スムーズな議事進行ありがとうございました。次回、今年度最後の第4回運営委員会につきましては、3月頃の開催予定となります。それでは、閉会にあたりまして、副委員長にごあいさついただきます。

【副委員長】

本日もありがとうございました。社会福祉協議会から、若い権利擁護の利用者が増えてき

たという話がありました。成年後見をしている専門職も同じで、長くやっているとだんだん障害者の方の割合、若い方が増えてきまして、今相談を受けているケースも平均年齢が若くて、これからもそういう傾向が続いていくのかと。それはそれで制度が浸透してきているのかなと思いますので、自分達が若返ることは出来ませんが、若い被後見人さんに対応できるよう気持ちを若く保って頑張っていきたいなと思っております。

【司会】

それでは、これをもちまして運営委員会を閉会いたします。